



市民病院通信

スポーツ外来開設

今年6月から整形外科の専門外来として『スポーツ外来』を新設しました。

皆さんは「スポーツ障害」と聞いてどのような印象をお持ちでしょうか。「運動するときは痛いけど、日常生活ではそんなに困らないし、そのうち治るだろう」近くの病院で『レントゲンでは骨は大丈夫なので痛みがあるうちは無理せず安静に』と言われ、様子を見ているが全然良くならない」といった経験のある方が少なからずいるのではないのでしょうか。

スポーツ中のけがで、転倒や衝突などの大きな外力により起こる骨折や靭帯断裂のような重症な疾患は、比較的早期に診断がつきやすく、手術が必要な場合は当院のような大きな病院を紹介受診されることも多いと思われまます。しかし、オーバーユース(使い過ぎ)による慢性的な障害の場合は徐々に発症し、痛みはあるけどもスポーツが継続できてしまったため、診断や治療方法を間違えてしまうことが多いのです。この問題を解決するのがスポーツ医の役割です。

頑張っている小中高生や、元気にスポーツライフをエンジョイしている中高年の方が多くいます。もっと元気に運動したい方は、障害の問題を解決したい方は、ぜひスポーツ外来を受診してください。放置すると重症化したリ、手術が必要になったりする疾患も存在しますので注意が必要です。万が一、手術治療が必要となった場合でも、当院には最新の関節鏡(内視鏡)を整備しており、最小侵襲手術とリハビリで早期のスポーツ復帰を目指します。また、障害予防活動の一貫として、少年野球選手を対象とした野球肘肩検診も今後予定しています。

担当医師の紹介

医師 高松晃
所属 名古屋大学整形外科膝肩スポーツグループ
資格 日本体育協会公認スポーツドクターなど
専門 関節鏡外科、成長期のスポーツ障害
経歴 サッカーU-17日本代表チームドクターなど

市民病院管理課 (☎56・3171)

市民病院Q&A

Q 他市にある病院に初めてかかったら、保険診療費の他に5400円請求されました。市民病院でも同じですか？

院長 欄宜田政隆

A 紹介状を持たずに初めて病院にかかると、保険診療費以外に一定の料金を請求されます。これは選定療養費といわれるもので、病院と診療所の機能分担を推進するために、平成8年の健康保険法改正により設けられた制度です。さらに、28年の診療報酬改定により、ベッド数500床以上の地域医療支援病院は、5000円以上(税別)の金額を徴収することが義務付けられました。

当院は、主に入院治療が必要な方を対象とした第2次救急医療機関となっています。ところが、昨年度救急外来を利用した方のうち最終的に入院となったケースは全体の14%に過ぎず、機能分化があまり進んでいないといえます。当院の選定療養費は、今のところ当初から変わらずに1080円ですが、こうした状況が改善されないと料金の改定を検討しなければなりません。

病院と診療所の機能をご理解いただき、日頃からかかりつけ医を持って、軽症のうちに受診してください。

市民病院管理課 (☎56・3171)